

4回目
ワクチン
接種

対象者に接種券を

順次発送中

市は5月31日から国の方針に基づき、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的として、4回目のワクチン接種を開始しています。

① 新型コロナウイルス接種対策室 ☎ 841・1221代、☎ 840・4496

◆ ワクチンの説明書などの音訳・点訳版が見られます
接種券と同封物の点訳版を保健センター4階新型コロナウイルスワクチン事務処理センターおよび市役所別館1階障害企画課に設置し、音訳版も配布しています。音訳版は市ホームページにも掲載しています。

4回目接種の概要

対象は3回目接種日から5カ月が経過した(1)満60歳以上の人(2)満18歳以上59歳以下で基礎疾患のある人または重症化リスクが高いと医師が認める人。

(1)に該当する人には接種券を順次発送していますが、(2)に該当する人は事前申請が必要です。

基礎疾患等のある人は申請をお願いします

上記(2)に該当する人は、基礎疾患等で普段から受診する医療機関に相談の上、以下のいずれかの方法で手続きを。申請受付後、その人の接種時期に合わせて接種券を送付します。

(1) インターネットで申請

右記コードから申請できます。



(2) 郵送で申請

申請用紙は市役所本館・別館受付と各支所で配布しています。

※詳細は市ホームページ参照。

4回目接種 今後のスケジュール

4回目接種を受けられるのは、3回目接種から5カ月経過した日以降です。対象者の3回目接種日に応じて、接種券発送日と予約受付開始日を設定しています。

接種券発送日	対象者(3回目接種日)	予約受付開始日
7月4日(月)	令和4年2月21日~23日	7月12日(火)
	2月24日~26日	7月14日(木)
	2月27日~3月2日	7月20日(水)
	3月3日~6日	7月21日(木)
7月15日(金)	3月7日~9日	7月26日(火)
	3月10日~12日	7月28日(木)
	3月13日~16日	8月2日(火)
	3月17日~20日	8月4日(木)

発送日から1週間程度が経過しても接種券が届かない場合は、予約・相談コールセンター(☎0120・885・755)へお問い合わせを。

※新たに60歳に達し4回目接種の対象になった人の接種券は、60歳の誕生日の翌週に発送します。

※3回目接種日が令和4年2月20日以前の対象者には、6月20日までに接種券を発送済みです。

モデルナ製ワクチンを取り扱う
医療機関が増えました

医療機関によって取り扱うワクチンが異なります。市ホームページまたは接種券に同封の「新型コロナウイルスワクチン接種予約のしおり」に掲載している接種医療機関一覧(右記コード)を事前にご確認の上、ご予約を。



高齢者予約サポートコーナー
7月29日(金)まで

▶ 時間など 平日午前9時~午後2時

▶ 場所 旧市民会館大ホールロビー

予約サイトでの接種予約を手助けするサポートコーナーを平日に開設します。接種券と本人確認書類を持って会場へ。

※ご自身の予約受付開始日以降にお越しください。本サポートは予約の完了を保証するものではありません。

最新情報は市ホームページ等でお知らせ
4回目接種の対象者は6月16日時点での国の方針に基づき作成しています。国・府の方針などにより接種体制が変更になる場合は市ホームページなどで随時お知らせします。

7月の集団接種会場 モデルナ製・武田(ノババックス)製

会場	使用ワクチン	接種日・時間
旧市民会館(市役所第3分館) 1階 ※閉館にあたり、4月から市役所第3分館に名称が変更されました。	モデルナ製 ※18歳以上の3回目 および4回目接種専用	毎週水・木曜：午後2時～6時 毎週金曜：午後6時～8時(夜間接種) 毎週土曜：午後1時30分～7時30分 毎週日曜：午前9時30分～正午、 午後1時～4時
	武田(ノババックス)製 ※18歳以上の1・2回目 および3回目接種専用	毎週火曜：午後2時～4時

※最終受付時間は終了時間の30分前。会場へは公共交通機関でお越しください。

ワクチン接種 Q&A

Q 枚方市内で接種できるワクチンの種類を教えてください。

A 6月16日現在では下表の通りです。

対象年齢	1・2回目	3回目	4回目
満5歳～11歳	小児用ファイザー製		
満12歳～17歳	ファイザー製		
満18歳～59歳	ファイザー製	ファイザー製	
満60歳以上 または満18歳～59歳(基礎疾患等のある人)	武田(ノババックス)製	モデルナ製 武田(ノババックス)製	ファイザー製 モデルナ製

Q 3・4回目に1～3回目とは異なるワクチンを接種できますか。

A 1～3回目に接種した種類に関わらず、上表に記載の通りのワクチンを接種できます。

Q 今からでも1・2回目または3回目のワクチンを接種できますか。

A 接種できます。ただし、現時点で国が定める新型コロナワクチン接種の実施期間は令和4年9月30日までとされています。接種を希望する人は早めにご予約を。

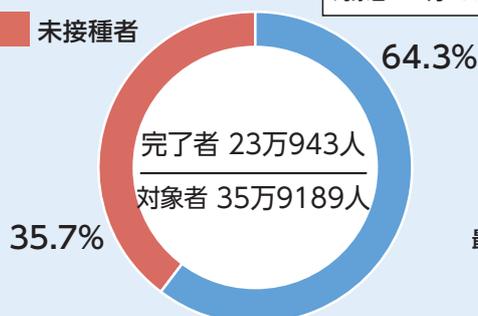
6月16日現在

ワクチンメーター(12歳以上の接種状況)

3回目完了

接種者
未接種者

65歳以上の高齢者への接種率
完了者 10万1984人
対象者 11万4081人 =89.4%



※接種対象者(満12歳以上)は、令和4年4月1日現在の住民基本台帳に基づいた人口です。

※接種者は、国のワクチン接種記録システム(VRS)に記録された枚方市民で、国・府の大規模接種会場や職場接種の接種者も含まれます。

予約受付開始日になったら 電話またはインターネットでご予約を

1 一般受付の医療機関・集団接種会場

予約サイト(右記コード) **24時間受付**

<https://vaccines.sciseed.jp/hirakata-city>



システムメンテナンスのため利用できない時間帯があります

※詳細は予約サイトのトップページと市ホームページでお知らせします。

1・2回目接種(5歳～11歳の小児除く)は予約サイトで受け付けていないためコールセンターでご予約を。

予約・相談コールセンター

毎日午前9時～午後6時

フリーダイヤル ☎0120・885・755 英語・中国語・韓国語にも対応

※午前中は混雑する場合がありますが、午後は比較的つながりやすくなります。

☎894・8031(聴覚や発語に障害がある人専用)

2 一般受付をしていない医療機関には直接予約

対象はかかりつけの人のみ

感染したら健康状態の入力を 感染者の情報を基に速やかにサポート

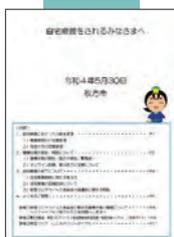
新型コロナウイルス感染症と診断されたら、保健所から案内する資料を参考にして自主的な療養をお願いします。療養中は、本人や家族による健康状態および日々の健康観察内容の入力が非常に重要となります。保健所ではその入力情報を基に一人一人の病状に応じた対応策を検討し、もしもの際にも速やかに対応できるよう準備をしているため入力のご協力をお願いします。

☎危機管理政策課 ☎841・1147、☎841・3092



療養中の健康観察の流れ

療養開始



保健所対応

本人や家族対応

資料を案内

医療機関からの発生届が保健所に届き次第、資料を携帯電話のショートメッセージサービスまたは郵送で案内しますので自主的に療養、感染対策をお願いします。なお、64歳以下の人には基本的に保健所からの連絡はありません。

健康状態などをウェブ入力

本人または家族が健康状態などを市ホームページの専用フォーム（右記コード）へ入力してください。



感染者の情報に基づいた対応策を検討

専用フォームに入力された基礎疾患の内容や現在の症状、経過などから重症化リスクを把握し、保健所から連絡が必要かどうか、自宅療養以外の療養方針（入院または宿泊）について検討します。

毎日2回健康観察の報告を

毎日2回（朝・夕）の体温と、パルスオキシメーターをお持ちの方は、酸素飽和度を測定し、厚生労働省の新型コロナウイルス感染者等状況把握・管理システム（MY HER-SYS・右記コード）へ入力してください。



感染者の健康状態の把握と対応策を準備

日々の健康観察の入力内容などで療養中の体調を把握するとともに、体調確認が必要な場合には保健所から連絡し、看護師の訪問による健康観察や受診などを調整します。ただし、体調の悪化や急変などの際には、本人や家族から下記連絡先にご連絡を。

☎府自宅待機 SOS ☎ 0570・055・221（24時間・ナビダイヤル）

☎保健予防課 ☎ 807・7625

（土・日曜、祝日含む午前9時～午後5時30分）

療養終了

下記を参考に自分で判断ください（保健所からの連絡はありません）

【療養解除の基準】発症日を0日とした10日間で、無症状の人は検体採取日を0日とした7日間。療養期間の最終3日間に発熱などの症状があるときは療養期間が延長となる場合があるため市保健所（☎807・7625）へ相談を。



新型コロナウイルス関連支援事業

住民税非課税世帯等へ10万円

令和4年度住民税均等割非課税世帯と家計急変世帯へ1世帯10万円を給付。ただし、令和3年度の対象として既に支給を受けた世帯は対象外。(1)住民税非課税世帯 6月下旬から確認書を発送。なお、世帯に昨年12月11日以降に転入された人がいる場合は申請が必要。(2)家計急変世帯 申請時点で住民登録がある市区町村へ申請が必要。詳細は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター(☎0120・722・101)へお問い合わせを。

☎健康福祉総合相談課

☎841・1153、☎841・5711

保険料の減免

減免額(※1)はいずれも☑全額免除☑前年所得の状況等により減免額を算定(※2)。いずれの手続きも申請が必要。

◆国民健康保険料・後期高齢者医療保険料

対象は☑主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯☑世帯の主たる生計維持者の収入等について、次の(1)~(3)全ての要件を満たす場合(1)今年事業収入等(※3)のいずれかの減少見込み額が前年の3割以上(2)前年合計所得額が1000万円以下(3)減少見込みの事業収入等に関する所得以外の前年の所得合計が400万円以下。

☎国民健康保険課

☎841・1403、☎841・3716

☎後期高齢者医療課

☎841・1334、☎846・2273

◆介護保険料

対象は☑主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合☑世帯の主たる生計維持者の収入等について、次の(1)(2)の要件を満たす場合(1)今年事業収入等(※3)のいずれかの減少見込み額が前年の3割以上(2)減少見込みの事業収入等に関する所得以外の前年の所得合計が400万円以下。

☎長寿・介護保険課

☎841・1460、☎844・0315

※1 対象は令和4年度分の保険料で、納期限が令和4年4月1日~令和5年3月31日に設定されているもの。

※2 失業や事業廃止の場合、減免の割合が変わります。

※3 事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入が対象。

コロナ禍における原油価格・物価高騰に対する市独自施策

水道料金(基本料金)の減免

家計負担軽減や事業者支援のために、水道料金(基本料金と1カ月あたり使用水量最大8m³までの従量料金)を4カ月間減免。上下水道局との給水契約者が対象で手続きは不要。

☎営業料金課☎848・5518、☎898・7760

住民税均等割のみ課税世帯への給付金

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金に該当しない住民税均等割のみ課税世帯へ5万円を給付。対象者には7月中旬に申請書を送付予定。詳細は住民税均等割世帯への給付金コールセンター(☎0120・585・077)へお問い合わせを。

☎健康福祉総合相談課☎841・1153、☎841・5711

小中学校給食の原材料費高騰分支援

☎おいしい給食課☎050・7105・8030、☎851・1744

地域公共交通事業者に対する燃料費高騰支援

☎交通対策課☎050・7102・6530、☎841・4605

福祉施設等に対する光熱費支援

☎健康福祉政策課☎841・1319、☎841・2470

社会福祉施設等への支援については福祉施設担当(☎841・1468)へ

☎私立保育幼稚園課☎841・1471、☎841・4319

低所得子育て世帯へ児童1人当たり5万円

子育て世帯生活支援特別給付金(児童1人当たり5万円)を給付。対象は以下の通り。重複不可。申請期限は令和5年2月28日。

<ひとり親世帯分>

(1)令和4年4月分の児童扶養手当受給者(支給済)

(2)公的年金等の受給により令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない人(申請必要、ひとり親家庭医療証所持者には6月末までに案内送付)

(3)新型コロナの影響で児童扶養手当受給者と同水準まで家計が急変した世帯(申請必要)

<ひとり親世帯以外分>

(4)令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給した令和4年度住民税均等割非課税の人(申請不要、7月末支給予定)

(5)令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児については20歳未満)の養育者で次のいずれかに該当する人(申請必要)ア.平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童のみを養育する非課税世帯

イ.新型コロナの影響で非課税世帯と同水準まで家計が急変した世帯(1)(3)~(5)について☎子育て世帯生活支援特別給付金担当コールセンター☎0120・550・116、年金児童手当課☎841・1408☎841・3039

(2)について☎医療助成課☎841・1359、☎841・3039